

みよし市オープンカウンタ試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、みよし市の発注する物品購入（みよし市物品管理規則（平成16年三好町規則第16号）第2条第1号に定める物品の購入をいう。以下同じ。）について、みよし市契約規則（昭和42年三好町規則第1号。以下「契約規則」という。）及びみよし市物品等電子入札実施要領（以下「電子入札要領」という。）に定めるもののほか、オープンカウンタの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「オープンカウンタ」とは、物品購入の発注について、その相手方を特定せずに案件を公開し、一定の要件を有する者で、当該見積りに参加を希望する者（以下「参加者」という。）から見積書の提出を受け、予定価格の制限の範囲内で最低の見積価格を提示した者と契約を締結する方法をいう。

(参加資格)

第3条 参加者に必要な資格は、案件の公開の日の前日から契約の相手方の決定までの間において、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) みよし市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) みよし市から入札参加停止の措置を受け、その期間中でないこと。
- (3) みよし市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成25年3月14日付けみよし市長等・愛知県豊田警察署長締結）に基づく排除措置を受け、その期間中でないこと。
- (4) その他案件ごとに定める資格を満たす者であること。

(対象案件)

第4条 オープンカウンタによることができる物品購入は、契約規則第24条で規定する随意契約ができる限度額以下で、契約担当課へ依頼された案件のうち、種目及び対象業者数等を考慮して決定するものとする。

2 オープンカウンタの実施は、あいち電子調達共同システム（物品等）の電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により行うものとする。

(紙見積りへの参加)

第5条 参加者は、電子入札要領第13条第2項の規定に該当する場合は、前条第2項の規定にかかわらず、書面による見積り（以下「紙見積り」という。）に参加することができる。

2 契約担当者（電子入札システムを利用する契約案件について、案件登録から入札の公表までの一連の事務手続を担当する市職員をいう。以下同じ。）は、前項の規定による参加を承認する場合は、電話その他確実な方法でその旨を通知するものとする。

(仕様書等の公表)

第6条 仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）は、電子入札システムにより閲覧に供するものとする。

(同等品の提案及び承認)

第7条 参加者は、対象となる物品の同等品を提案する場合には、案件ごとに定める期限までに、物品購入を担当する課に案件ごとに定める方法により提案を行い、当該課の承認を得るものとする。

(仕様書等に関する質問及び回答)

第8条 参加者は、仕様書等に質問がある場合は、案件ごとに定める期限までに質問を行うものとする。

2 前項の質問に対する回答は、案件ごとに定める期限までに当該質問をした者に行うものとする。

(見積書の提出)

第9条 見積書は、案件ごとに定める提出期限及び方法により、見積書を作成し、電子入札システムにより提出するものとする。ただし、第5条第2項により紙見積りへの参加の承認を受けた者（以下「紙見積参加者」という。）については、見積書（別記様式）を契約担当課に直接提出するものとする。

(資料の提出)

第10条 見積書の提出に際し、参加者に資料の提出を求める場合は、当該見積書の提出時に電子入札システムの添付機能を利用して当該資料を提出させるものとする。ただし、紙見積参加者については、書面による資料を契約担当課に直接提出させるものとする。

(参加資格の確認)

第11条 契約担当者は、契約の相手方を決定するときは、第3条で定める参加資格を満たす者であることを確認するものとする。

2 前項の確認は、見積書の提出後に行うものとする。

(契約の相手方の決定)

第12条 契約担当者は、契約規則第12条に規定する無効事項に該当しない者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方と決定する。

(くじによる相手方の決定)

第13条 前条の場合において、同価の見積りをした者が2人以上あるときは、電子入札システムの電子くじにより契約の相手方を決定するものとする。

(落札者がいない場合の手続)

第14条 予定価格の制限の範囲内で最低の見積価格をもって有効な見積書を提出した者がいない場合は、不調とする。

2 不調となった場合又は参加者がいない場合は、仕様書等及び参加資格を変更し、再度その案件をオープンカウンタで行うことができるものとする。

(決定の通知)

第15条 契約担当者は、オープンカウンタにより契約の相手方が決定したときは、電子入札システムによりその旨を契約の相手方に通知するものとする。

2 契約の相手方が紙見積りでの参加者の場合は、電話その他確実な方法により通知するものとする。

(結果の公表)

第16条 契約担当者は、オープンカウンタにより契約の相手方を決定したときは、電子入札システムにより次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 案件番号
- (2) 発注所属
- (3) 案件名称
- (4) 納入場所

- (5) 開札日
- (6) 落札者
- (7) 落札金額

附 則

この要領は、平成 25 年 2 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現に改正前のみよし市オープンカウンタ試行要領の規定に基づいて作成されている見積書の用紙は、改正後のみよし市オープンカウンタ試行要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別記様式（第9条関係）オープンカウンタ（紙入札用）

見 積 書

年 月 日

みよし市長 様

見積者 住所
氏名
(名称及び
代表者氏名)

みよし市入札者心得書等を承諾の上、下記のとおり見積りします。

記

拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

(上記金額は、消費税相当額を含まない。)

ただし、下記物品の供給代金

物 品 名	
納 入 場 所	

く じ 番 号			
---------	--	--	--

※くじ番号は、3桁までの数字を記入すること。

(注意)

- 1 金額は、アラビア数字を用い、頭に「金」字又は「¥」字を冠すること。
- 2 文字は明確に記載すること。
- 3 記載後、封筒に入れ、封筒の表面に「物品名」及び「納入場所」を、裏面に「住所・氏名等」を記載すること（みよし市入札者心得書参照）。